

対象者	
・国民健康保険または後期高齢者医療保険被保険者	今年度の特定健康診査を受けていない次の方
・75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者	40歳から74歳の社会保険などの被扶養者
・40歳から74歳の社会保険などの被扶養者	持参するもの

まだ特定健診を受けていない方へ

今年度の特定健康診査をまだ受診していない方は、次の日程で受診することができます。

問い合わせ	【個別健診】	【集団健診】	日程等	方…受診券及び被保険者証（保険証）
☎46-1373 給付係 町民税務課医療	△日時 11月30日（火）まで △場所 鎌田医院、ささはら総合診療科、佐藤徹内科クリニック、高橋クリニック、本田記念あおいクリニック ※気仙沼市内の病院でも受診することができます。詳しく述べ、問い合わせください。	△日時 11月29日（月）午前 9時30分～11時30分 △場所 志津川保健センター ※当日は朝食をとらないでください。	△日時 11月30日（火）午前 9時30分～11時30分 △場所 志津川保健センター ※当日は朝食をとらないでください。	※健診費用等については、加入している医療保険によって異なります。また、医療保険の種類によっては受診できない場合がありますので、事前に医療保険者にご確認ください。

参加者募集! 歯ピカピカママズカフェ♪

お子さん一人ひとりにあった、虫歯予防のサポートをします！虫歯予防グッズのプレゼントもありますので、皆さん揃ってお越しください。

- △日時 11月28日（日）午前10時～昼12時
- △場所 志津川保健センター
- △主催 宮城県歯科衛生士会
- △対象者 町内の0歳児から未就学児童を持つご家族30組
- △内容 フッ素塗装で歯みがき体験、歯にやさしいおやつの紹介など
- △持ち物 歯ブラシ（親子分）、タオル
- △参加料 無料



申込方法

昼12時から午後2時または午後6時以降の時間帯に電話で申し込みください。

△申込締切 11月10日（水）

申し込み・問い合わせ

歯科衛生士 三浦 携帯090-2600-3762

献血にご協力ください

献血車「いずみ号」が来町します。血液の安定確保のため、皆さんのご協力をお願いします。

△期日 11月11日（木）

△場所・時間

- ・南三陸合同庁舎 午前10時30分～11時30分
- ・ウジエスーパー志津川店 午後1時～2時
- ・J A南三陸本店 午前11時～午後1時30分
- ・志津川高等学校 午後3時～4時30分

△献血種類 全血献血（200ミリリットルまたは400ミリリットル）
※はじめての方は、運転免許証や学生証など本人の確認ができるものを持参してください。

※ご協力いただいた方には記念品を差し上げます。



問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

支給要件

次のいずれかに該当する子どもを養育し、その子どもも生計を同じくしている場合に手当が支給されます。
 ①父母亲が離婚した子ども
 ②母親が死亡した子ども
 ③母親が一定程度の障がいの状態にある子ども
 ④母親の生死が明らかでない子ども
 ⑤母親が1年以上養育を遺棄している子ども
 ⑥母親が1年以上拘禁されている子ども

※これらの要件は、父母亲が婚姻の届出をしない場合（いわゆる事実婚）を含みます。
 ※手当の支給は、子どもが18歳に到達する年度末までです。（子どもが一定程度の障がいをお持ちの場合は20歳まで）
 ※児童扶養手当を受給するためには、町への申請が必要です。申請時期の取り扱いは次のとおりです。
 △平成22年7月31日（土）ま

△平成22年8月1日（日）から11月30日（火）までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
 11月30日（火）までに申請をすれば、「申請日の翌月分」からの支給になります。なお、申請に必要な書類や所得要件などの詳しい内容については問い合わせください。

子宮がん検診・骨粗しょう症検診

子宮がん検診と骨粗しょう症検診を実施します。申し込みされた方には、11月中旬に詳しい日程などをお知らせしますので、ご確認のうえ受診してください。

なお、歌津地区の方で受診を希望する方は、検診当日に会場で申し込みください。

△日時 12月1日（水）～12月3日（金）

△場所 志津川保健センター

△対象者

子宮がん検診 20歳以上の女性の希望者
骨粗しょう症 20歳～70歳の女性の希望者

△検診料

子宮がん検診 3,000円
骨粗しょう症 1,000円

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

父子家庭の児童扶養手当

平成22年8月1日（日）から、父子家庭の父親にも児童扶養手当が支給されていますが、11月30日（火）を過ぎると、事前に支給要件に該当していくも「申請日の翌月分」からの支給となりますのでご注意ください。



11月は「児童虐待防止推進月間」です ～見すごすな 幼い子どもの SOS～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。

虐待を受けたと思われる子どもを見ついたときやご自身が出産や子育てに悩んだときはお気軽にご相談ください。

相談先・問い合わせ

児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
保健福祉課こども家庭係 ☎46-5113
子育て支援センター ☎46-3692